

## 令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

南さつま市においては、市内全ての学校で、子ども一人一人の人権を尊重し、子どもが互いの違いを認め合い、支え合いながら、安心して暮らし、学ぶことができる環境をつくることを大切にしていきます。

また、子ども主体の教育環境を展開するとともに、子どもたちの主体的な活動を通して、子どもの自治能力を高めることにより、いじめのない学校・学級づくりを目指しています

さらに、いじめ問題が発生した場合は、子どもの思いを大切にしながら全校態勢で早期解決に向けて全力で取り組みます。

このような「子ども尊重」「子ども主体」の考え方を基本とし、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

《南さつま市学校いじめ防止基本方針における理念》

南さつま市立坊津学園

### 1 いじめ問題への基本的な考え方について

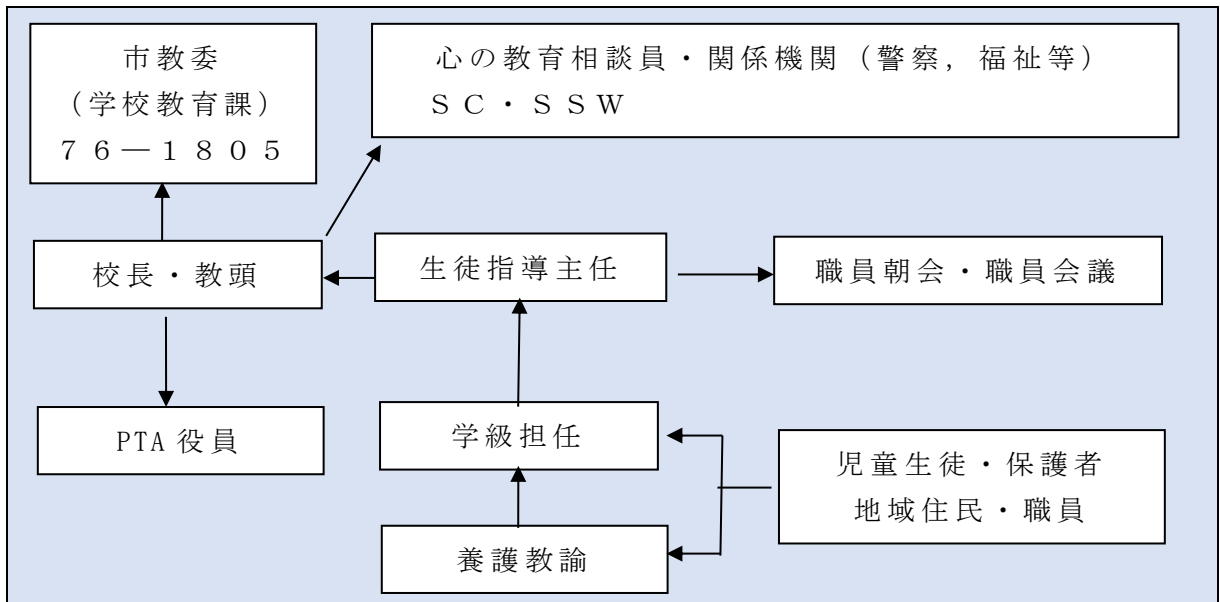
- (1) 自分の学校にも常にいじめは存在するのだという考え方を持つ。
- (2) 教職員は常にアンテナを高く保ち、児童生徒の些細な兆候を見逃さない。
- (3) 児童生徒が安心・安全な学校生活の中で、規律正しく、主体的に教育活動に参加・活躍できる学校・学級作りを行い、信頼関係を醸成し、相談しやすい体制を作る。
- (4) いじめは犯罪だという認識を持ち、些細な内容であっても、児童生徒がいじめられていると認知していれば、いじめとして取り扱う。
- (5) 早期発見に努め、発覚した後は、速やかに全職員で組織的に対処する。

### 2 教師のいじめに問題に対する姿勢

- (1) 発見や訴えに対して敏感に反応する。
- (2) 重大事として受け止め、素早く対応する。
- (3) 共感，肯定，信頼の基本姿勢で対応する。
- (4) 一人でかかえ込まずに組織で対応する。

### 3 発見時における対応について

#### (1) 対応の流れ



※個人情報の取扱いに注意する。

#### (2) 対応の具体的な手順

##### ① 「いじめ」の発見，情報キャッチに努める。

- 担任は、いたずら，悪ふざけ，いじめられた原因が本人にあるなどと，簡単に処理しない。
- 話してくれたこと，知らせてくれたことは多大な勇気を要するものだと認識し，しっかり受け止め，ともに考えていこうという姿勢を示す。
- 「いじめ問題を考える週間」の期間には，「学校楽しいーと」を活用したアンケートを行い，情報を収集する。

- ・ 学校・学級での生活の観察(遊び，会話，いたずら等)
- ・ 服装，表情，行動等の変化
- ・ 児童生徒へのアンケートや生活ノート
- ・ 保護者の連絡帳，手紙，電話
- ・ 欠席，遅刻等の実態
- ・ 職員間の情報交換
- ・ 地域住民からの情報

② **事実や具体的内容を正確に把握する。**

- いじめられた児童生徒の訴えや情報は事実であるか、訴え以外に「いじめ」はないのか等、確認を行う。
- いじめた側の調査は、人権を損なわないよう十分留意し、いじめた側の言い分についてもしっかりと耳を傾ける。
- 必要に応じ、他の児童生徒や職員からも情報収集を行う。
- 「いじめに関するアンケート」で得た情報に關係する児童生徒から情報収集を行う。

③ **分かった「いじめ」の事実や具体的内容を校長・教頭・生徒指導主任に報告する。**

- 「いじめ」の事実が分かり次第速やかに報告する。

④ **担任は、校長・教頭・生徒指導主任の指導を受け、対応や改善の手立てを図る。**

- 具体的な対応の仕方、改善の手立て、今後の指導の仕方について話し合う。
- 被害児童生徒への適切なケア、加害児童生徒への毅然として指導する。
- 家庭訪問による相談等を通して、両保護者と協力し、真摯な態度で問題の解決に当たる。
- 教育委員会や關係機関、場合によってはPTAや地域の方々との連携を図りながら解決に当たる。
- 完全な改善をみるまで校長等と細かく連絡をとりあい、指導を受ける。

⑤ **職員朝会・職員会議での共通理解を図る。**

- 担任だけでなく、全職員が共通理解し、生徒指導主任を中心として改善に取り組む。（校内対策委員会の設置）

⑥ **「いじめ」解消の確認を行う。**

- 謝罪を持って安易に解消としない。  
ア いじめに係る行為が止んでいる（3か月以上）。  
イ 被害者が心身の苦痛を受けていない。

以上の状態を持って解消とするが、観察を継続する。

4 いじめの早期発見の具体的方法について

(1) 健康上の訴えや様子

- ア 欠席，遅刻，早退が多くなる。
- イ 活気がなく，表情が暗い。
- ウ すり傷等のけがが多く見られる。
- エ 腹痛や頭痛等をよく訴える。
- オ 特別の理由もないのに，保健室へよく来る。また，その近くにいる。

(2) 生活上の訴えや様子

- ア 「バイキン」「○○菌」などのあだ名がつく。
- イ 一人でぼつんとしていることが多い。
- ウ 正しい意見なのに，「へえー」などと馬鹿にしたような野次がとぶ。
- エ 持ち物を隠されることが多い。
- オ 忘れ物が目立って多くなる。
- カ 係などを選ぶとき，ふざけ半分に推薦される。
- キ 後始末やそうじなど，他の人がいやがる作業を一人でしている。
- ク 机や椅子の乱れが目につくようになる。
- ケ まちがいや失敗をよく笑われることが多い。
- コ 給食時間，意図的に山盛りに盛りつけてある。
- サ 学力の低下が目立ってくる。

(3) 児童生徒と共有する生活時間の観察の中で

ア	朝の健康観察
イ	休み時間等の児童生徒との会話，児童生徒同士の会話や観察
ウ	給食時間に，グループで一緒に食べることでの観察
エ	清掃時間に，一緒に清掃をしながらの観察
オ	グループ活動や学習態度の観察
カ	部活動での様子の観察

(4) アンケートの結果から（毎月簡易アンケートを実施＊児童生徒の抑止力）

(5) 日記や生活の記録などの内容から

(6) 教育相談の中で（児童生徒 1～6 年：学期 2 回，7～9 年：年 2 回）  
（保護者：年 1 回，随時）

SC, SSW との面談や相談から

(7) 職員間の情報交換の中から

(8) 保護者や地域住民との対話，電話，手紙等の中から

(9) ネットパトロールから

※教師の見えない所で被害が発生している可能性

5 分担ごとの対応や取組

(1) 校長・教頭

ア	学校いじめ防止基本方針の策定と共通理解を図る。
イ	全職員の共通理解，全職員での取組の体制づくりを図るとともに，対応及び解決策等を提案する。
ウ	学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）を組織する。
エ	児童生徒の情報に関して，学校運営協議会との連携を図る。
オ	いじめの事実関係を正確に把握し，適切な指導を行う。
カ	関係機関と連携を図り，児童生徒の心のケアに努める。

(2) 生徒指導主任

ア	いじめ等を発見，情報をキャッチした場合，担任と連携をとり，迅速且つ慎重に事実や具体的内容の把握に努める。
イ	全職員の共通理解，全職員での取組の体制づくりを図るとともに，対応及び解決策等を提案する。
ウ	家庭や P T A との連携のもと，校外指導（地域巡回補導等）の充実を図る。
エ	「学校楽しいーと」によるアンケートを実施し，結果の分析・検討を行い，職員間の共通理解を図る。
オ	全校朝会等で，全児童生徒にいじめ等に対する指導や説話を行う。
カ	いじめ等問題行動に関する職員研修で，資料等を提供する。

(3) 学級担任

ア	いじめ等を発見，情報をキャッチした場合，迅速且つ慎重に事実や具体的内容の把握に努める。
イ	生徒指導主任・教頭・校長に早急に報告し，対応や解決策の指導を受ける。
ウ	家庭訪問等を行い，保護者との連携を図る。
エ	状況により，個別指導や学級での全体指導を行う。
オ	朝の健康観察等，児童生徒の生活状態をきめ細かく観察し，日常の実態

把握に努める。  
カ 欠席や遅刻の届け出がない場合は、朝の会終了後すぐに保護者と連絡をとる。  
キ 人権及び生命尊重に関する指導や説話，道徳教育の充実を図る。  
ク 学級 P T A 活動の計画的実施と内容の充実を図る。

#### (4) 養護教諭

ア いじめ等を発見，情報をキャッチした場合，早急に担任・教頭と連絡をとり合う。  
イ 養護教諭の立場から，担任等とも連携を図りながら事実や具体的内容の把握に努める。  
ウ 健康観察や健康相談の充実を図り，担任との連携を深める。  
エ 保健室を訪れる児童生徒の観察を行い，内面の把握にも努める。  
オ 保健室利用状況を随時校長・教頭・担任に知らせるとともに，月ごとの利用状況を全職員に知らせる。  
カ いつでも気軽に出入りできる保健室づくりに努める。

### 6 重大事態への対処

該当のいじめを重大事態と判断した場合には，速やかに第三者委員会の設置を検討する。

#### (1) 重大事態の意味と事態例

- ① 生命，心身又は財産に重大な被害生じた場合
  - 児童生徒が自殺を企画した場合
  - 心身に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患が発症した場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合も含む。
- ③ 重大事態の事例
  - 軽傷で済んだものの自殺を企画した。
  - 殴られて歯が折れた。
  - わいせつな画像をインターネット上で拡散された。

#### (2) 第三者委員会の設置

- ① 学校長の判断で設置
- ② 委員の構成
  - 学校運営協議会会長
  - P T A 会長
  - スクールカウンセラー
  - スクールソーシャルワーカー
  - 市の顧問弁護士
  - その他
- ③ 重大事態の判断
  - 重大な被害については，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
  - 児童生徒や保護者から重大な事態に至ったとの申し立てがあったときは，重大な事態が発生したものとして報告，調査等に当たる。

## 7 今後の学校全体での取組

- (1) 一人一人の児童生徒が認められ、信頼関係のある生き生きとした学級づくりに努める。
- (2) 人権や生命尊重等の心の教育，児童生徒が自らいじめ問題について考え、議論する活動の充実に努める。
- (3) 一人一人の児童生徒が活動できる場や機会を多く取り入れ、分かる授業の充実に努める。
- (4) 教育相談活動の充実に努める。
- (5) 校内研修を充実し、教師の指導力の向上を図る。
- (6) 教師の言動が児童生徒に与える影響が大きいことを自覚し、温かく思いやりのある態度で児童生徒に接する。
- (7) SC, SSW, パレットルーム学習指導員等の活用を図る。
- (8) 家庭やPTA, 関係機関との連携を図り、地域との連帯感を深める。

## 8 年間計画

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童生徒会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	○年間及び1学期の活動計画の検討 ○取組評価アンケートの作成		○「いじめ問題を考える週間」の実施 ○学級開き ○道徳「生命尊重」	○児童生徒の自主的な活動を記載 ○絆の日	○各教科における指導計画の確認	個別面談	○生徒指導事例研修 ○学校基本方針の確認 ○家庭訪問を終えて ○生徒指導連絡会
5	○実態に基づいた対応策の検討		○修学旅行に向けて ○宿泊学習に向けて	児童生徒総会		個別面談	○具体的な対応 ○生徒指導連絡会
6		教育相談アンケート		絆の日		個別面談	○生徒指導連絡会
7	○取組評価アンケートの実施	振り返りアンケート(いじめ含む)	○道徳(共通主題「思いやり」)	絆の日	○携帯・ネット利用実態調査 ○学級PTAでの話題 ○家庭訪問での話題	個別面談 家庭訪問	○夏休みに向けて ○生徒指導連絡会
8	○取組評価アンケート集計, 取組の検証		○ボランティア活動			三者面談	○取組評価結果から ○2学期に向けて
9	○実態に基づいた対応策の検討		○「いじめ問題を考える週間」の実施	絆の日	○携帯・ネット利用実態調査	個別面談	○生徒指導連絡会
10		教育相談アンケート	○道徳(共通主題「集団生活の向上」)	絆の日		個別面談	○具体的な対応 ○生徒指導連絡会
11				絆の日		個別面談	○冬休みに向けて ○生徒指導連絡会
12	○取組評価アンケートの実施, 集計, 取組の検証	振り返りアンケート(いじめ含む)	○道徳(共通主題「友情・信頼」)	絆の日	○学級PTAでの話題	個別面談	○取組評価結果から ○生徒指導連絡会
1				絆の日		三者面談	○具体的な対応 ○3学期に向けて ○生徒指導連絡会
2	○取組評価アンケートの実施, 集計,	振り返りアンケート(いじめ含む)	○道徳(共通主題「自他の尊重」)	絆の日 生徒会レク	○情報ネットワーク利用実態調査	個別面談	○生徒指導連絡会
3	○取組の検証 ○次年度活動計画案作成			絆の日	○学級PTAでの話題	個別面談	○春休み前の共通理解 ○生徒指導連絡会